

## 第37回当別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月27日(火)午後3時00分から午後3時10分
- 2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室
- 3 出席委員(16人)

会長	16番	秋吉稔之
会長職務代理者	1番	青山真士
	2番	菊田実
	3番	湯浅浩道
	4番	滝本弘
	5番	狩野菊恵
	6番	森本茂
	7番	山田裕一
	8番	高野秀則
	9番	佐々木章史
	10番	岸本辰彦
	11番	泉和浩
	12番	佐々木靖
	13番	古熊健一
	14番	目黒一雄
	15番	石田秀人
- 4 欠席委員(0人)
- 5 農業委員会事務局職員

事務局長	野村雅史
事務局次長	浦島卓
事務局農地係長	作山温史
事務局総務係主査	春田秀彦
事務局農地係主任	瀬能実紀
- 6 議事日程
  - 日程第1 議事録署名委員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - 日程第5 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による  
買入協議の要請について

日程第8 議案第4号 土地の現況証明願いについて

## 7 会議の概要

議長	只今の出席委員16名、定足数に達していますので、第37回当別町農業委員会総会を開会します。議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声がありましたので、12番 佐々木靖委員 13番 古熊委員を指名します。
議長	日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。  (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。
議長	日程第3、諸般の報告について事務局より報告をお願いします。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 5月30日、東京で午前、北海道選出国會議員要請集会、午後から全国農業委員会会長大会、5月31日、同じく東京で、北海道農業者年金協議会農水省との意見交換会が行われ、会長が出席しました。6月9日、北海道農業者年金協議会理事会、6月21日北海道農業会議総会、6月22日北海道農業者年金協議会総会が札幌で行われ、会長が出席しました。以上です。
議長	日程第4、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第1号「農地法第3条の3の規定による通知について」ご説明します。 今回、通知がありましたのは、番号1番の1件です。

	<p>この1件は、相続による所有権移転があり、農地法第3条の3の規定に基づく届出があったものです。</p> <p>届出地の図面につきましては、議案資料の報告第1号関係をご高覧ください。以上です。</p> <p>議長 説明が終わりましたので、質疑を求めますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。休憩します。</p> <p style="text-align: center;">(泉委員退出)</p> <p>議長 再開します。 質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」の声あり)</p> <p>議長 質疑なしと認め、報告第1号は承認することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定しました。休憩します。</p> <p style="text-align: center;">(泉委員復席)</p> <p>議長 再開します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>日程第5、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>番号1番については、申請者が畜産用倉庫、堆肥舎、通路などを設置するため、農地転用の許可を得ようとするものです。</p> <p>許可の基準となる農地区分ですが、当別農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地と定められた農地であり、農用地区域内農地であります。農用地区域内農地の転用は、原則不許可であります。農業用施設の設置の場合は、農地法施行令第4条「農地の転用の不許可の例外」の中の第1項第2号イ「農業用施設」に該当することから、転用の目的と農地の区分は問題ないものと考えます。なお、本件については転用の目的が農業用施設の建築であり、北海道農業会議の意見聴取は不要であることから、農地転用審査特別委</p>

	<p>員会での審議も省略しております。</p> <p>議案資料の議案第1号関係「農地法第4条調査書」及び図面をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号について、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第6、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、当委員会の決定を求められているものです。</p> <p>今回の計画案は、利用権の設定をするものが1番、2番の2件です。</p> <p>これら2件について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。</p> <p>計画地の図面につきましては、議案資料の議案第2号関係をご高覧ください。以上です。</p>
議長	<p>休憩します。</p> <p>休憩</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>説明が終わりましたので質疑を求めますが、番号2番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限があります。</p> <p>番号1番の質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>

議長	<p>質疑なしと認め、番号1番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>異議なしと認め、番号1番は、原案のとおり決定しました。議長を交代します。休憩します。</p> <p style="text-align: center;">休憩（秋吉議長退席、議長を青山会長職務代理に交代）</p>
議長（代理）	<p>再開します。 番号2番について、質疑を求めます。</p> <p style="text-align: center;">（「質疑なし」の声あり）</p>
議長（代理）	<p>質疑なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議長（代理）	<p>異議なしと認め、番号2番は、原案のとおり決定しました。議長を交代します。休憩します。</p> <p style="text-align: center;">休憩（秋吉議長復席）</p>
議長	<p>再開します</p>
議長	<p>日程第7、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議の要請について」ご説明します。 今回、斡旋の申出がありましたのは、番号1番の1件です。1番について、旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項に規定する所有権移転のため斡旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。 要請地の位置図、土地の表示につきましては、議案資料の議案第3号関係をご高覧ください。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p>

	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第3号について、原案のとおり要請することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり要請することに決定しました。
議長	日程第8、議案第4号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号「土地の現況証明願いについて」説明します。今回、願出がありましたのは、番号1番から3番の3件です。 番号1番から3番は、目黒委員、高野委員、湯浅委員、と事務局で現地調査を行いました。 土地の現況につきましては、長年耕作されておらず、再生利用が困難な状況となっており、農地・採草放牧地以外と判定しております。 願出地の位置図及び現況写真につきましては、議案資料の議案第4号関係をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第4号について、原案のとおり決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第37回当別町農業委員会総会を閉会します。